

期日前投票所における投票用紙の二重交付について

令和5年6月4日執行の青森県知事選挙・青森市長選挙の期日前投票所（駅前庁舎）において、有権者1人に対して投票用紙の二重交付がありましたが、概要は以下のとおりです。

記

- 1 内 容** 5月19日に県知事選挙の期日前投票を済ませた有権者が、5月31日に市長選挙の期日前投票を行おうとした際に、市長選挙の投票用紙を交付すべきところ、再度、県知事選挙の投票用紙を交付し、当該有権者が県知事選挙の投票用紙に市長選挙の候補者名を記載した投票用紙を市長選挙投票箱に投票した。

なお、当該有権者には、改めて市長選挙の投票用紙を交付し、投票していただいた。
- 2 原 因** 有権者が県知事選挙の投票が済んでいるにもかかわらず、受付職員の確認が不十分だったため、市長選挙の投票用紙のみを交付すべきところ、県知事選挙の投票用紙を交付したものの。
- 3 取 扱 い** 県知事選挙において、投票者数に対して1票多い状態となるが、県知事選挙の投票用紙に市長選挙の立候補者名を記載していることから無効の取扱いとなる。
- 4 対 応** 本事案発生後速やかに、投票状況の確認強化について、投票事務従事者に対して周知徹底を図ったところであり、今後も投票事務従事者に対しては、適正な事務の執行に向けて、指導を強化していくこととする。